

# 大分県報

令和八年  
第七一八号  
六月三十日

（火曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

大分県公安委員会事務委任規則の一部改正	一
大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正	一
大分県暴力団排除条例施行規則の一部改正	二
告示	一
青少年に有害な興行の指定	八
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	八
臨時種畜検査の実施	一
知事管理漁獲可能量の設定	一
道路の供用開始（三件）	一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	三
監査委員告示	一
包括外部監査人補助者に関する告示	一八
教育委員会訓令甲	一
大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正	一九
教育長訓令甲	一九
大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正	一九
公告	一
落札者等の公示	一九
正誤	一
令和八年三月三十一日付け大分県報号外（三七）に記載の大分県訓令甲第四号（大分県事務決裁規程の一部改正）中の訂正	二〇

令和八年二月二十七日付け大分県報第六八四号に記載の大分県人事委員会規則第一号（義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正）中の訂正	二〇
令和八年三月三十一日付け大分県報号外（二八）に記載の大分県規則第十八号（大分県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）中の訂正	二〇
令和八年四月一日付け大分県報号外（四六）に記載の大分県病院局訓令第七号（大分県病院局事務決裁規程の一部改正）中の訂正	二〇

### ○公安委員会規則

大分県公安委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

大分県公安委員会委員長 渡邊直二

大分県公安委員会規則第10号

#### 大分県公安委員会事務委任規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務委任規則（平成6年大分県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（大分県暴力団排除条例第27条の2の規定に基づき委任）

第7条 大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第27条の2の規定に基づき、同条例第26条の2第2項の規定による命令を署長に委任する。

#### 附 則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月三十日

大分県公安委員会委員長 渡邊直二

大分県公安委員会規則第11号

#### 大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）に規定する事務の部の第24条の項中「第24条」を「第24条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

第24条第2項 説明若しくは資料の提出の要求又は立入検査の実施

別表の大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）に規定する事務の部に次のように加える。

第26条の2第1項	暴力団事務所の開設又は運営の中止命令
第26条の2第3項	青少年の暴力団事務所への立ち入らせに係る再発防止命令

**附 則**

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

大分県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

大分県公安委員長 渡 邊 直 二

大分県公安委員会規則第12号

**大分県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則**

大分県暴力団排除条例施行規則（平成23年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第13条第1項第6号」を「第13条第1項第7号」に改める。

第3条第1項中「第24条」を「第24条第1項又は第2項」に改め、同条第3項中「第24条」を「第24条第1項又は第2項」に、「」により説明し、「」に改め、同条第4項及び第5項中「第24条」を「第24条第1項又は第2項」に改める。  
第4条の次に次の1条を加える。

**（立入検査）**

**第4条の2** 条例第24条第2項の規定による立入検査は、同項の説明又は資料の提出によつてはその目的を達することができないときに行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による立入検査をする警察職員は、警察本部長が指名するものとする。

3 条例第24条第3項の証明書の様式は、身分証明書（第4号様式の2）のとおりとする。  
第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

**（命令の方法）**

**第10条** 条例第26条の2第1項の規定による命令は、中止命令書（第12号様式）により行う

ものとする。

2 条例第26条の2第2項の規定による命令は、中止命令書（第13号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要し、中止命令書により行ういとまがないときは、口頭により行うことができる。

3 前項ただし書の規定により口頭の命令を行ったときは、当該命令を行った後相当の期間内に理由通知書（第14号様式）により、当該命令を行った理由を通知するものとする。ただし、口頭の命令を受けた者の所在が判明しなくなつたときその他口頭の命令を行った後において当該命令を行った理由を通知することが困難な事情があるときは、この限りでない。

4 条例第26条の2第3項の規定による命令は、再発防止命令書（第15号様式）により行うものとする。

第1号様式（表）中「第24条の」を「第24条第1項の」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 該当しない部分を二重線で消去すること。

第1号様式（裏）の1中「正当な」を「大分県暴力団排除条例第24条第1項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、正当な」に、「大分県暴力団排除条例」を「同条例」に改め、同様式の2から6までを1ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 大分県暴力団排除条例第24条第2項の規定により説明又は資料の提出を求められた場合で、説明若しくは資料の提出をせず、又は同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合は、同条例第28条第3項の規定により、20万円以下の罰金に処せられます。  
第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2（第4条の2関係）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
官 職	
写 真	
氏 名	
上記の者は、大分県暴力団排除条例第24条第2項に規定する立入検査を行う警察職員であることを証明する。 年 月 日	
大分県公安委員会 印	

※図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

（裏）

大分県暴力団排除条例（抜粋）

- 第24条（略）
- 2 公安委員会は、第19条の2第1項又は第19条の3の規定に違反する行為をした疑いがあるときは、暴力団員その他の関係者に列し、公安委員会議決で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第28条（略）
- 2（略）
- 3 第24条第2項の説明若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第11号様式の次に次の4様式を加える。

令和八年六月三十日

大分県報（公安委規則）

第12号様式（第10条関係）

（表）

（裏）

中止命令書		
殿		
大分県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
第 号	年 月 日	
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
住 所		
氏 名		
生年月日		

上記の者に対し、大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第26条の2第1項の規定により、下記のとおり命令する。  
記

命令の内容	
-------	--

命令をする理由	
---------	--

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会とします。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

中止命令書

年 月 日

豊

大分県公安委員会  
大分県 警察署長 印

本(国)籍	
住 所	
命 令 を 受ける者 氏 名	
生年月日	

上記の者に対し、大分県暴力団排除条例 (平成22年大分県条例第33号) 第26条の2 第2項の規定により、下記のとおり命令する。  
記

命令の内容	
-------	--

命令をする 理 由	
-----------	--

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過することにより審査請求をすることができなくなります。)

また、処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分県を被告として (訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。)、提起することができます (なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過することにより取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができません (なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

## 第14号様式（第10条関係）

（表）

（裏）

口頭による命令に不服がある場合の注意事項	
口頭命令	日時 場所
命令を発した理由	
命令の内容	

口頭による命令に不服がある場合の注意事項は、裏面のとおりです。

第 号

## 理由通知書

年 月 日

殿

大分県公安委員会

印

命令を受けた者	本（国）籍
	住所
	氏名
	生年月日

大分県暴力団排除条例施行規則（平成23年大分県公安委員会規則第1号）第10条第3項の規定に基づき、上記の者に同条第2項ただし書の規定による口頭の命令を発した理由を下記のとおり通知する。

記

口頭による命令に不服がある場合の注意事項

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(表)

(裏)

<p>再発防止命令書</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">殿</p> <p style="margin-top: 20px;">大分県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<p>第 号</p>
--	------------

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	住 所	氏 名	生年月日

上記の者に対し、大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第26条の2第3項の規定により、下記のとおり命令する。  
記

命令の内容	
-------	--

命 令 を す る 理 由	
---------------	--

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過することとができなくなります。）。

また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起することとができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することとができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第二百六十七号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和八年六月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令八・ 六・一七	映画	背徳の山開き 卑猥に湿って 人妻の指運動 濃厚お胸体験	オーピー映画 オーピー映画 新東宝映画	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を害する おそれがある。

大分県告示第二百六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和八年六月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

東京都目黒区上目黒一丁目十三番十四 REVE中目黒ビルB一階

種 能 種	力	ちゆう房施設	八四食／日	許可後	令九・九・三〇	令九・一〇・九	連続	一八時間	なし	汚水等の一日当たりの量	汚水の項目											
											単位	項目	単位	項目	単位							
					通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値	項目	単位	項目	単位	項目	単位						
					四・八	六・〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	生物化学的酸素要求量	mg/L	化学的酸素要求量	mg/L	浮遊物質	mg/L	窒素含有量	mg/L	りん含有量	mg/L	大腸菌数	CFU/mL
					通常値	最大値	通常値	最大値	通常値	最大値	五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	二二〇	二二〇	二四	二四	二・四	二・四	一	一

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市湯布院町大字川上字三丁塚二千六百九十五番一 他二筆 起雲

3 設置される特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三 イ ちゆう房施設 口 洗濯施設及びハ 入浴施設



種 類	処 理 方 式	能 力	構 造	主 要 寸 法	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	4 汚 水 等 の 処 理 の 方 法																	
												汚 水 等 の 状 態 の 値							項 目			単 位							
												大 腸 菌 数	り ん 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	水 素 イ オ ン 濃 度	⑨	⑧	⑦	CFU/mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	通常 の 値	最大 の 値
	凝集剤添加型膜分離活性汚泥方式	二一〇人槽	FRP製	縦五・五m×横一一・六m×高さ四・一五m	許可後	令九・九・三〇	令九・一〇・一	連続	二四時間	なし	通常 の 値	八〇〇以下	二・〇	一〇	一〇	一五	一〇	五・八〇八・六	一・七	〇・三	二・八	CFU/mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	通常 の 値	最大 の 値
	浄化槽設備										最大 の 値	八〇〇	二・五	一五	二〇	三〇	二〇	五・八〇八・六	二・六	〇・五	四・二	CFU/mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	最大 の 値	最大 の 値

  

排 水 口 名	一 日 当 た り の 排 出 水 量	5 排 出 水 の 量 及 び 汚 染 状 態 の 値																
		汚 水 等 の 状 態 の 値							項 目			単 位						
		大 腸 菌 数	り ん 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	水 素 イ オ ン 濃 度	⑨	⑧	⑦	CFU/mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	通常 の 値
排水口No.1	通常 の 値	八〇〇以下	二・〇	一〇	一〇	一五	一〇	五・八〇八・六	一・七	〇・三	二・八	CFU/mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	通常 の 値	最大 の 値
	最大 の 値	八〇〇	二・五	一五	二〇	三〇	二〇	五・八〇八・六	二・六	〇・五	四・二	CFU/mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	最大 の 値	最大 の 値

大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目		一日当たりの排出水量		排水口No.2
							単位	値	単位	値	
CFU/mL	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		通常	m <sup>3</sup> /日	通常		
1000	1.0	1.0	30	30	10	5.8~8.6	通常	42.0	最大		
1000	1.0	1.0	30	30	10	5.8~8.6	最大				

  

<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 令和八年六月三十日から同年七月二十一日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所</p>		<p>大分県告示第二百六十九号 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。 令和八年六月三十日</p>	
検査期日	令和八年八月三日	検査場所	宇佐市安心院町
検査期日	令和八年六月三十日	検査場所	大分県知事 佐藤 樹一郎
検査期日	令和八年六月三十日	検査場所	大分県知事 佐藤 樹一郎
検査期日	令和八年六月三十日	検査場所	大分県知事 佐藤 樹一郎

  

<p>大分県告示第二百七十一号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 令和八年六月三十日</p>	<p>大分県告示第二百七十二号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 令和八年六月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置</p>
<p>道路の種類及び路線名 豊後高田市堅来字弘川三一二四番三から豊後高田市堅来字弘川三一二七番五まで</p>	<p>道路の種類及び路線名 豊後高田市堅来字弘川三一二四番三から豊後高田市堅来字弘川三一二七番五まで</p>
<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>

  

<p>知事管理区分 大分県まさば及びごまさば漁業区分 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準</p>	<p>知事管理漁獲可能量 現行水準</p>
<p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和八管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。 令和八年六月三十日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>	<p>まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和八管理年度（令和八年七月一日から令和九年六月三十日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群 法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。</p>

令和八年六月三十日

大分県報（告示）

て一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道三八七号

宇佐市院内町下余字原ノ下五八番五から  
宇佐市院内町下余字原ノ下五〇番三まで  
宇佐市院内町下余字机三〇番二から  
宇佐市院内町下余字机一六番四まで

令八・六・三〇

大分県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年六月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年六月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道国東安岐線

国東市武蔵町糸原字原一三八一番六から  
国東市武蔵町糸原字仁礼木二〇八六番八まで

令八・六・三〇

大分県告示第二百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年六月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定区域の名

所

在

地

番

又は

区域

市町村

大字

字

地番

又は

区域

北の迫 豊後高一畑 松尾

次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 一点 北緯三三度三三分五〇秒二三〇〇
- 東経一三一度三三分〇八秒五九九五
- 二点 北緯三三度三三分五一秒一七六四
- 東経一三一度三三分〇七秒五二八七
- 三点 北緯三三度三三分五一秒七一九九
- 東経一三一度三三分〇六秒九〇三二
- 四点 北緯三三度三三分五二秒九一七三
- 東経一三一度三三分〇八秒二二六一
- 五点 北緯三三度三三分五二秒五七六一
- 東経一三一度三三分〇九秒三七八一
- 六点 北緯三三度三三分五一秒八一七八
- 東経一三一度三三分〇九秒三七三二
- 七点 北緯三三度三三分五一秒四〇二六
- 東経一三一度三三分〇秒二九七七
- 八点 北緯三三度三三分五一秒〇七一〇
- 東経一三一度三三分〇九秒五二八五

大分県告示第二百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和八年六月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定を解除する区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)で定める事項	備考
--------------	-----	-------	----------------------	-------------	-------	---	----



櫛屋①	源③	⑤ 長流寺	② 竜ヶ尾	① 堂ヶ迫	② 堂ヶ迫	床並	棚田⑧	② 米子瀬	原
杵築市	石 山香町 大字立	杵築市 山香町 大字立	石 山香町 大字立	杵築市 山香町 大字立	杵築市 山香町 大字下	杵築市 山香町 大字下	杵築市 山香町 大字下	杵築市 山香町 大字下	杵築市 山香町 大字下
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
① 草木川	二支溪 神田川	一支溪 神田川	上河内 川二支 溪	上河内 川一支 溪②	上河内 川一支 溪①	上城	⑥ 長流寺		
佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字河内	佐伯市 宇目大 字河内	佐伯市 宇目大 字河内	佐伯市 宇目大 字河内 及び大 字千束	佐伯市 宇目大 字河内	佐伯市 宇目大 字河内	佐伯市 宇目大 字河内	石 山香町 大字立	杵築市 山香町 大字立
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
							（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）		

中山川	中山川 十支溪	中山川 十一支 溪	六支溪 川尻川	四支溪 伏野川	三支溪 伏野川	二支溪 伏野川	一支溪 伏野川	② 草木川
佐伯市	市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇千束	市 宇目大 宇千束	市 宇目大 宇千束	市 宇目大 宇千束	市 宇目大 宇千束	市 宇目大 宇千束
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和八年六月三十日

山② 床木丸	中山川 九支溪	中山川 十二支 溪	小野市 釘戸⑨	中山川 七支溪	中山川 五支溪	中山川 四支溪	中山川 六支溪	八支溪
市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇小野	市 宇目大 宇小野
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

大分県報 (告示)



千束伏	野③ 千束伏	野② 千束伏	野① 千束伏	利② 千束酒	利① 千束酒	木② 千束柿	木① 千束柿	崎② 千束岩	崎① 千束岩	藤⑤
佐伯市	宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	宇目大 字千束
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり					別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	

令和八年六月三十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

川① 比の奥	尻⑭ 千束河	尻⑬ 千束河	塩見園⑱	内③ 宇目河	内② 宇目河	水ヶ谷 三支溪	内① 宇目河	野④
佐伯市 大字木	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字塩見 園	佐伯市 宇目大 宇目内 及び大 字千束	佐伯市 宇目大 宇目内	佐伯市 宇目大 宇目大	佐伯市 宇目大 宇目大 宇目大 及び大 宇目内	宇目大 字千束
土砂災害警戒 区域及び土砂 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

大分県報 (告示)

長野13	6	③								
大野東 区大野	大野東 区大野	日野浦	中野河 内川①	宮河内 川4	天神面 川4	大中尾 川10	杉ノ谷 川5	比の奥 川②		
佐伯市 本匠大 字笠掛	佐伯市 大字木 立	佐伯市 鶴見大 字有明 浦	佐伯市 大字木 立	佐伯市 大字木 立	佐伯市 大字木 立	佐伯市 大字木 立	佐伯市 大字木 立	佐伯市 大字木 立	立	立
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり		
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり			別図のとおり	別図のとおり			

<p>大分県監査委員告示第一号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項後段の規定による監査の事務の補助についての包括外部監査人との協議が、次のとおり調った。</p> <p>令和八年六月三十日</p>		大原24	虫月					
		佐伯市 宇目大 字大平 区域	佐伯市 本匠大 字堂ノ 間 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
<p>大分県監査委員</p> <p>長谷尾 雅通</p>		後藤大輔	氏名	住所	大分県監査委員 <p>長谷尾 雅通</p>	大分市大字賀来二四八番地の一	大分県監査委員 <p>長野 恭子</p>	大分市大字賀来二四八番地の一
		西本山海	氏名	住所	大分県監査委員 <p>大友 栄二</p>	大分市弥生大字大坂本一四四五番地四	大分県監査委員 <p>阿部 長夫</p>	大分市弥生大字大坂本一四四五番地四
<p>大分県監査委員</p> <p>大友 栄二</p>		西本真由美	氏名	住所	大分県監査委員 <p>大友 栄二</p>	佐伯市弥生大字大坂本一四四五番地四	大分県監査委員 <p>阿部 長夫</p>	佐伯市弥生大字大坂本一四四五番地四
		山本優子	氏名	住所	大分県監査委員 <p>阿部 長夫</p>	大分市賀来南二丁目二一七	大分県監査委員 <p>阿部 長夫</p>	大分市賀来南二丁目二一七
<p>二 監査の事務を補助できる期間</p> <p>令和八年七月一日から令和九年三月三十一日まで</p>		<p>○教育委員会訓令甲</p>						

大分県教育委員会訓令甲第十一号

教育庁  
教育機関

大分県教育庁等事務決裁規程（昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

大分県教育委員会

第二条第七号中「教育DX推進監」を「教育DX企画監」に改める。  
別表第一の九の項の第二号中「令和八年大分県訓令甲第二十二号」を「令和七年大分県訓令甲第二十二号」に改める。

別表第二の教育財務課の部の八の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項の第五号中「及びその保護者等」を削り、同号を同項の第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号を削り、同項の第八号中「第十二条」を「第十一条」に改め、同号を同項の第六号とする。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 令和八年四月一日前から引き続き高等学校に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する者を除く。）に係る同日以後の同法に関する事務については、改正後の別表第二の教育財務課の部の八の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長訓令甲第一号

教育事務所  
遠隔教育配信センター  
教育機関

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月三十日

大分県教育委員会教育長

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条関係）」に改め、同表の一の項中「昭和三十六年教育委員会訓令第一号」を「昭和三十六年大分県教育委員会訓令第一号」に、「昭和四十一年教育委員会訓令第二号」を「昭和四十一年大分県教育委員会訓令第二号」に改め、同表の三の項中「昭和四十年通産省令第五十四号」を「昭和四十年通産省令第五十四号」に、「昭和四十年教育委員会訓令第二号」を「昭和四十年大分県教育委員会訓令第二号」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第二条関係）」に改め、同表の大分県教育センター所長の部の四の項の第二号中「」を「若しくは」に改める。  
別表第三中「別表第三」を「別表第三（第二条関係）」に改め、同表の五の項の第一号中「受理し、審査を行う」を「受理する」に改め、同項の第三号を削る。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 令和八年四月一日前から引き続き高等学校に在学する者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する者を除く。）に係る同日以後の高等学校等就学支援金の支給に関する事務については、改正後の別表第三の五の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和八年六月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
- X線マイクロアナライザー装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 大分県警察本部刑事部科学捜査研究所
- 大分市高江西二丁目二番
- 三 落札者を決定した日

令和八年六月三十日

大分県報（教育委訓令甲・教育長訓令甲・公告）

令和七年八月二十七日  
 四 落札者の氏名及び住所  
 NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 齋藤 義弘  
 福岡県福岡市中央区天神一丁目十番二十号  
 五 落札金額  
 六十一万六千円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
 六 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札  
 七 一般競争入札の公告をした日  
 令和七年七月十五日

○正 誤

令和八年三月三十一日付け大分県報号外（三七）に記載の大分県訓令甲第四号（大分県事務決裁規程の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
五	下	右から七	第十二号	第十二条

令和八年二月二十七日付け大分県報第六八四号に記載の大分県人事委員会規則第一号（義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
一	上	左から四	大分県人事委員会規則第一号	大分県人事委員会規則第二号

令和八年三月三十一日付け大分県報号外（二八）に記載の大分県規則第十八号（大分県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

六	六	右から十	「廊下等」	「多数の者が利用する廊下等」
六	下	六	「廊下等」	「多数の者が利用する廊下等」
六	下	右から十二	車椅子使用者便房	車椅子使用者便房

一	ページ	段	行	誤	正
一	下	左から三	別表第二の二のイの表	別表第二の二のイの表	

令和八年四月一日付け大分県報号外（四六）に記載の大分県病院局訓令第七号（大分県病院局事務決裁規程の一部改正）中の訂正